

○国立大学法人上越教育大学総合交流推進室規程

(平成26年4月16日規程第20号)

最終改正 平成30年3月23日規程第14号

(設置)

第1条 国立大学法人上越教育大学基本規則（平成22年基本規則第1号）第4条第4項の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学総合交流推進室（以下「総合交流推進室」という。）を置く。

(目的)

第2条 総合交流推進室は、上越教育大学基金（以下「基金」という。）に関する業務を行うとともに、上越教育大学学校教育学部同窓会及び上越教育大学大学院同窓会（以下「同窓会」という。）並びに上越教育大学振興協力会（以下「振興協力会」という。）等との連携・交流に組織的・総合的に取り組み、かつ、積極的に推進することを目的とする。

(業務)

第3条 総合交流推進室においては、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 基金事業の実施に係る企画・立案に関すること。
- (2) 同窓会との連携・交流に関すること。
- (3) 振興協力会との連携・交流に関すること。
- (4) その他交流推進に関すること。

(組織等)

第4条 総合交流推進室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 室員
- 2 室長は、学長が指名する理事又は副学長をもって充てる。
- 3 室員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 経営企画課企画広報室長
 - (2) その他学長が指名した者 若干人
- 4 前項第2号に掲げる室員の任期は、室員として指名された日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

(事務の処理)

第5条 総合交流推進室に関する事務は、経営企画課企画広報室において処理する。

(細則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月16日から施行する。

附 則（平成27年規程第17号（平成27年3月24日））

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規程第14号（平成30年 3 月23日））
この規程は，平成30年 4 月 1 日から施行する。